

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)(以下「番号法」という。)(の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 明石市物価高騰対応支援給付金(不足額給付)の支給事務 ※支給事務とは申請書や支給要件の確認、支給台帳の作成・管理に関する事務である
③システムの名称	1. 共通基盤システム(庁内連携システムと同義) 2. 団体内統合宛名システム(宛名システムと同義) 3. 中間サーバー 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 明石市物価高騰対応支援給付金システム2025
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の135の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 情報提供 実施しない 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和5年デジタル庁・総務省令第5号)第2条項番160
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活支援室臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局生活支援室臨時特別給付金担当 〒673-8702 兵庫県明石市相生町2丁目5番15号 TEL078-918-5643
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱者へ年1回のサイバーセキュリティ研修を義務付け、定期的に事務の取扱いについて適切な監督をおこなっている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された文書は鍵のかかるロッカーに保管し、廃棄の際はシュレッダー等確実に廃棄している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(1) 令和6年度明石市物価高騰対応支援給付金(新たに住民税非課税等となる世帯への給付・こども加算給付)の支給事務 (2) 令和6年度明石市物価高騰対応支援給付金(調整給付金)の支給事務	(1) 令和6年度明石市物価高騰対応支援給付金(新たに住民税非課税等となる世帯への給付・こども加算給付)の支給事務(令和6年11月30日終了) (2) 令和6年度明石市物価高騰対応支援給付金(調整給付金)の支給事務(令和6年11月30日終了) (3) 明石市物価高騰対応支援給付金(令和6年度非課税世帯への給付・こども加算給付)の支給事務	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 共通基盤システム(庁内連携システムと同義) 2. 団体内統合宛名システム(宛名システムと同義) 3. 中間サーバー 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 明石市物価高騰対応支援給付金システム	1. 共通基盤システム(庁内連携システムと同義) 2. 団体内統合宛名システム(宛名システムと同義) 3. 中間サーバー 4. 共通宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム 6. 明石市物価高騰対応支援給付金システム2024	事後	
令和7年3月21日	II しきい値判断項目基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2024/6/1	2024/12/18	事後	
令和7年3月21日	II しきい値判断項目基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/6/1	2024/12/18	事後	
令和7年3月21日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 特定個人情報の取扱者へ年1回のサイバーセキュリティ研修を義務付け、定期的に事務の取扱いについて適切な監督をおこなっている。	事後	
令和7年3月21日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報が記載された文書は鍵のかかるロッカーに保管し、廃棄の際はシュレッダー等確実に廃棄している。	事後	
令和7年7月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(1) 令和6年度明石市物価高騰対応支援給付金(新たに住民税非課税等となる世帯への給付・こども加算給付)の支給事務(令和6年11月30日終了) (2) 令和6年度明石市物価高騰対応支援給付金(調整給付金)の支給事務(令和6年11月30日終了) (3) 明石市物価高騰対応支援給付金(令和6年度非課税世帯への給付・こども加算給付)の支給事務	明石市物価高騰対応支援給付金(不足額給付)の支給事務	事後	
令和7年7月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	6. 明石市物価高騰対応支援給付金システム2024	6. 明石市物価高騰対応支援給付金システム2025	事後	
令和7年7月16日	II しきい値判断項目基準日 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2024/12/18	2025/6/2	事後	
令和7年7月16日	II しきい値判断項目基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/12/18	2025/6/2	事後	